

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：I H I 運搬機械株式会社
住所：東京都中央区明石町 8 - 1
2. 入札参加資格停止期間：令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 8 月 3 1 日まで（2 カ月）
3. 入札参加資格停止措置対象地域：全地域

4. 事実概要：

I H I 運搬機械株式会社は、建設業者から特定地下式 P S 工事及び特定エレベーター方式 P S 設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式 P S 工事及び特定エレベーター方式 P S 設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

このことから、令和 7 年 3 月 24 日、公正取引委員会より、上記の行為は、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第 3 条の規定に違反するものであるとして公表されたもの。

5. 入札参加資格停止措置理由：

上記の事実概要が「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日付要領第 9 6 号）別表第 2 第 3 号（独占禁止法違反行為）に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 2

措 置 要 件	地域及び期間
（独占禁止法違反行為） 3 業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号、第 5 号、第 8 号及び第 9 号に掲げる場合を除く。）。	発生地域及び影響を受けた地域について 当該認定をした日から 2 月以上 9 月以内

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課